

## 令和元年度5月農業委員会定例会議事録

召集年月日	令和元年5月16日(木)
召集場所	西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場
出席者	農業委員6名、最適化推進委員12名 事務局2名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和元年度第2回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	皆様、こんにちは。 元号が令和に変わりましたが、行なうことは変わりません。 皆様方の協力を得ながら、農業委員の活動に精を出せていけたらと思っています。 最近、雨も降りませんので、水不足心配をするところではございます。 まだ忙しい日が続くと思いますので、皆さん体調に気を付けて、農作業に従事していただきますようお願いいたします。冒頭の挨拶に代えさせていただきます。 最後になりましたが、本日の欠席は、赤井委員さんと内藤委員さんの2名です。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、2番 影山委員・3番 中曾委員にお願いします。
4 報告事項	【報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	事務局より報告をよろしくお願いします。
事務局	報告書第4号1～3の朗読
車議長	ただいま、事務局の方から報告がありましたが、これにつきまして、何かご質問はございますか。
車議長	ないようですので、第4号、報告させていただきます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【議案第6号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	議案第6号の1 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案の朗読 2番の立証者につきまして、久古の亀山委員となっておりますが、こちらの現地調査を行なったのは、赤井委員と中村委員の2名です。立証者の訂正をお願いします。 連休明けの5月7日に現地確認をいたしました。
車議長	事務局からの説明が終わりました。
車議長	第6号の1につきまして、立証者のところに、私の名前が書いてありますが、畑委員さんに訂正をしておいて下さい。よろしくお願いします。
畑委員	現地確認は、事務局2名と車会長と福島委員さん、池口委員さんで5月9日に実施されていますが、私はその日都合が悪くて、5月8日に現地を確認しています。 1554の2は、昨年の農地パトロールで、B判定を受けている場所です。 1554の2というのは、砂場で駐車場として利用されています。家の前が足羽家で、参勤交代でこの方の家が宿主となっています。二部の方の保存会が立ち上がりまして、その時に、見学に来られる方のために、駐車場とせずと使われています。23年前くらいから駐車場として使われています。その他の筆も、農地としては使われていないので、何の問題もないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	池口委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
池口委員	畑委員さんの言われるとおり、5月9日に現地を確認いたしまして、何ら問題はありませぬので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	福島委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
福島委員	畑委員さんが言われたとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	説明が終わりましたが、この件について、皆様何かご質問はありますか。
井上委員	今回の件につきまして、図面を見ますと1554の2というのと、1554の4ではどちらが正しいですか。

事務局	訂正いたします。1554の1が駐車場になっていまして、1554の2の方も続きになっているようなことになっていまして、現況としては両方とも駐車場になっているところで す。 1554の1と2で、こちらが困っています1554の4ではなくて、申請が出ているのは1554の2、その上の方に地番が書いてあるところになります。1554の2の方が、申請地番です。困った線の位置がずれていました。 場所の形状としては、1554の4と1554の2というのは、続いたような形で、両方駐車場ということに現況ではなっています。連番です。 議案の方が合っていて、困ってあるところは、1554の4ではなく、1554の2ですので、よろしくお願いいたします。
車議長	他には、ご質問等ありませんか。
車議長	他にないようですので、採決に入らせていただけてよろしいでしょうか。
車議長	議案第6号の1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第6号の1は、挙手全員により承認(全員異議なく承認される)
車議長	続きまして、議案第6号の2 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案の朗読
車議長	事務局からの説明が終わりました。
車議長	今日は農業委員の赤井委員さんが欠席ですので、中村委員さん、説明をよろしくお願いいたします。
中村委員	5月7日に、事務局2名と私と赤井委員さんとで現地確認をいたしました。シルバー人材センターに頼んで、3~4回草刈りしてもらいました。農地として、復旧するのは困難だと思われるので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	説明が終わりましたが、この件について、皆様何かご質問はありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただけてよろしいでしょうか。
車議長	承認される方の挙手をお願いします。
車議長	この件について、何かご質問はありますか。
車議長	ないようですので、議案第6号の2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第6号の2は、挙手全員により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
車議長	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。
事務局	議案の朗読 永見幸子さんから野口真澄さんへの所有権移転の申請です。 永見幸子さんと野口真澄さんは親戚関係にありまして、実質長年野口真澄さんのほうが農地・畑として管理をしておられたということで、所有権の移転をして、実質の管理者である野口さんの方に、所有権を移転したいということでの申請となっています。
車議長	事務局からの説明が終わりました。皆さん、何かご意見・ご質問はありますか。
車議長	地元農業委員の亀山委員さん、説明をよろしくお願いいたします。
亀山委員	5月7日の午後に、事務局2名と小西委員さん、森田委員さんと私とで現地確認をさせていただきました。 きれいに耕作されておられまして、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	小西委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
小西委員	亀山委員さんが言われたとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	森田委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
森田委員	亀山委員さんが言われたとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	説明の方が終わりました。皆様方の方で、何か、ご意見・ご質問はありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただけてよろしいでしょうか。
車議長	議案第7号について、賛成の方の挙手をお願いします。
車議長	全員賛成で、議案第7号は承認されました。
	【議案第8号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	続きまして、議案第8号 農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。
事務局	議案の朗読
車議長	事務局からの説明が終わりました。皆さん、何かご意見・ご質問はありますか。
畑委員	ちょっと事務局の方に確認をしたいのですが、担い手機構の方の10年と3年ということですが、年数に基準はありますか？

事務局	<p>3年とするところの利点としては、集積協力金という町から出しています、反当8千円というのが3年以上の契約で出るといことがあります。10年更新にすると、10年に1回しか出ません。担い手機構としましては、1年でも構わないというふうに言っています。</p> <p>ただ集積の関係で、離農の給付金ではないですけど、担い手機構の方の補助金をもらおうとすると、10年以上というのが条件になりますので、そのあたりでどちらの方がいいのか、いろいろ都合もあろうかと思えます。あと制度的には、以前よりも長い期間借りれるということに、昨年農地法が改正されました。昔ですと、過半の合意で5年というのが20年、相続関係全員、もしくは当事者同志であれば50年、利用権設定が出来るということになりました。</p> <p>いい制度になったかどうかということころは、50年経ったら、借りてる方も貸し出してる方も、生存がなかなか難しい状況になるかなということはあると思いますが、そういうように制度が改正になっています。</p> <p>次回の農業委員会で、そのあたりのことは説明をしたいと思っています。</p> <p>期間が半分、相続されない方でも、過半の同意があれば、20年の設定が出来るようになります。、ただ町の方の集積協力金というのは、3年以上で反当8千円というのが、担い手の方に集積した場合の補助というのはまだ残っていますので、そのあたりで何年にするかということとは皆さん、借りられる人・借りる人、相談していただければいいのではないかと思います。</p>
畑委員	3年というのは、町の集積協力金の関係でしょうか。
事務局	そちらの方が効率がいいのではないかと思います。
影山委員	畑委員と同じことを言いますが、大体担い手機構は10年ということでしたが、3年で8千円もらえるとか、今までとどのように変わったのでしょうか。
事務局	<p>とりあえず、こちら10年ということ話を聞いていたのですが、もっと少ない年数では出来ないのかということ担い手機構に聞いてみたところ、出来るということでした。以前は出来ないと言われていたのですが、集積して単年度でも出来るということになります。それなら反当8千円もらえる分をもらった方が効率がよいのではないかと思います。担い手機構の方も、単年に近い分ではなくて、ある程度実績を上げたいのか、そのあたりはわかりません。昔はたくさん農地を期間で担い手機構に集積していくということでしたが、考え方が多少変わってきたのではないかと思います。なぜなのかということとは、こちらも思っているところなんです。3年でもいいということなら、町の補助ももらえることだし、10年にすると、10年に1回しかもらえないということになります。</p>
加川委員	今まで10年で契約してきた方が、そういうことなら、3年で契約したいと思われた場合、一旦解約して、また3年で再契約をするということも出来るのでしょうか。
事務局	それは大丈夫です。ただ技能給付金とか集積給付金などを貰われている方は、それは出来ません。借り手の方に万が一のことがあると、そのあたりがよくわからないのですが。
加川委員	貸し手側は10年の方がいいでしょうけど、借り手側は3年がいいだろうと思います。
事務局	<p>3年の方がお金は多くもらえることになります。長期的に、ずっとその農地で10年以上やっていきたいという意志があれば、3年更新で契約しても大体そのまま更新し続けていけると思います。担い手機構に貸しても、ただ3年契約は、今まで相対で行う基盤法だけでやっていましたが、担い手機構を通して3年契約が出来るということで、担い手機構としても利用率を上げたいのではないかと思います。</p> <p>どうしてそういうことになったのかということとはわかりませんので、また聞いてみたいと思います。</p>
車議長	事務局の方で、どうしてこのように変わったのか、そのあたりのいきさつを聞いてみておいて下さい。
事務局	<p>次回までに、担い手機構の方に確認をしてみようと思います。</p> <p>1年でもいいということを知りましたので、長期的なことも含めていろいろ確認してみます。</p> <p>6月の定例会で、報告いたします。</p>

事務局	本来はストックしておいて、担い手機構に貸していくということで、長期間のストックが必要でした。趣旨が変わってきてるのかとは思いますが、そのへんも確認してみます。
加川委員	役場に聞いたら、3年でもいいとのことだったので、3年にしたとのこと。担い手機構の方は、10年にしたかったのではないかと思います。
事務局	本来は、再配分にはなりません。たくさんになると、仕事が増えて多くなるというようなことを言われています。その一番のメリットとしては、借り手の方としては、担い手機構の方にお金を払っておけば、貸し手の方に機構の方からお金を払ってもらえるということで、代金の精算をするのには、メリットがあるのではないかと思います。再配分にはなりません。言われるとおりです。
車議長	他に何か、ご質問はありますか。
小西委員	賃借権の金額が千円と3千円がありますが、千円と3千円の違いは何でしょうか。
加川委員	3千円は水田です。水稲が栽培できる場所は3千円で借りていますし、小麦とかを栽培している畑は千円で借りています。本人さんも了解済みです。
車議長	他に何か、ご質問はありませんか。
車議長	無いようですので、採決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。
車議長	議案第8号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
車議長	全員賛成で、議案第8号は、承認されました。
	【議案第9号 農用地利用配分計画(案)の審議について】
車議長	続きまして、議案第9号 農用地利用配分計画(案)の審議について、事務局から説明をよろしくお願いします。
事務局	議案の朗読
車議長	事務局からの説明が終わりました。皆さん、何かご意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、採決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。
車議長	議案第9号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
車議長	全員賛成で、議案第9号は承認されました。
	【議案第10号 伯耆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について】
車議長	続きまして、議案第10号 伯耆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について、事務局から説明をよろしくお願いします。
事務局	議案の朗読
事務局	伯耆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則を作成した際に、表記の中に、『平成』という言葉を入れています。元号が変わったということで、それに伴いまして、『令和』にするということもありますが、『令和』という表記にしておきますと、また元号が変わった時に訂正が必要になるということで、『平成』という言葉のあるところを削らせていただくということが、改正の内容です。
車議長	事務局の説明が終わりました。何か、ご意見はありますか。
畑委員	『平成』という元号が入っていると、ややこしくなるので、西暦の方がいいのではないのでしょうか。
事務局	どちらでもいいのですが、町の条例の方も、ほとんどが取ってあります。元号が変わる時に、残っているものにつきましては、元号を取るというだけで、西暦で表記してもいいし、『令和元年』と表記してもいいということで、両方出来るということにしてあります。『西暦とする』ということにすると、また問題になりますが、『令和とする』ということにすれば、無効にはならないということになります。
車議長	他に何か、ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、採決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。
車議長	議案第10号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
車議長	全員賛成で、議案第10号は承認されました。
車議長	本日の議案は、すべて終了しました。

6 その他	
畑委員	来月の定例会の前に、運営委員会を開きたいと思います。
車議長	来月の定例会までに、運営委員会を開催します。 9時から運営委員会、10時から定例会を開催します。7月の定例会の開催時に農地部会を行ないたいと思います。 事務局の方から、何かありませんか。
事務局	来月から分庁舎の改修工事が入りますので、こちらの会議室が使用できませんので、来月は溝口公民館の会議室で開催したいと思います。
車議長	来月の定例会は、6月10日月曜日午前10時から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。 本日は、以上で閉会いたします。
7 閉会	午前10時15分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

2番 影山忠嗣

3番 中曾和好

